



# 鳥取県公報

平成 19 年 11 月 13 日(火)  
第 7 9 4 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (936) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (937) (〃) . . . . . 2
	市町村の区域ごとの民生委員の定数 (938) (〃) . . . . . 2
	争議行為を行う旨の予告 (939) (労働雇用課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (940~943) (森林保全課) . . . . . 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) . . . . . 12
	一般競争入札の実施 (農林総合技術研究院) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第 936 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬 1195-3	平成 19 年 9 月 1 日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目 73-1	平成 19 年 9 月 13 日
圓道歯科医院	米子市東町 241	平成 19 年 9 月 26 日
医療法人悠和会はしぐち在宅クリニック	鳥取市新 103-10	平成 19 年 10 月 1 日
長谷川薬局	米子市夜見町 3023-29	平成 19 年 10 月 9 日
おかだ内科クリニック	米子市夜見町 3043-1	平成 19 年 10 月 13 日
訪問看護ステーションハートケア	米子市角盤町三丁目 124-3	平成 19 年 10 月 17 日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目 12-41	平成 19 年 11 月 1 日

## 鳥取県告示第 937 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬 1195-3	平成 19 年 8 月 31 日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目 73-1	平成 19 年 9 月 12 日
圓道歯科医院	米子市東町 241	平成 19 年 9 月 26 日
はしぐちホームクリニック	鳥取市新 103-10	平成 19 年 9 月 30 日
長谷川薬局	米子市富益町 4477-2	平成 19 年 10 月 6 日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目 20-31	平成 19 年 10 月 31 日

## 鳥取県告示第 938 号

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条の規定に基づき、市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように定め、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

昭和 46 年鳥取県告示第 783 号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）は、平成 19 年 11 月 30 日限り廃止する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

市町村	定数
鳥取市	518人
米子市	324人
倉吉市	162人
境港市	86人
岩美町	48人
八頭町	65人
若桜町	22人
智頭町	32人
湯梨浜町	47人
三朝町	35人
北栄町	45人
琴浦町	65人
南部町	34人
伯耆町	40人
日吉津村	9人
大山町	64人
日南町	31人
日野町	22人
江府町	19人

**鳥取県告示第939号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 事件

- (1) 医師及び看護師を始めとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員その他労働条件の改善に関する件
- (2) 賃金及び雇用の確保、大幅一時金の獲得並びに成果主義賃金導入反対に関する件
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充、医療保険制度改悪の中止・撤回その他安全・安心の医療と行き届いた看護の実現に関する件
- (4) 医療機関の縮小・廃止反対その他医療機関の存続・拡充と雇用の確保に関する件
- (5) 看護師及び医師確保のための支援措置の確立に関する件
- (6) 単組独自要求の実現に関する件
- (7) 憲法改悪、国民投票法の具体化、改悪教育基本法の強要の阻止等に関する件

## 2 日時

平成19年11月19日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

## 3 場所

次の表に掲げる施設

施 設 名	所 在 地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690
米子医療生活協同組合	米子市富益町 1128

## 4 概要

3 の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

## 鳥取県告示第 940 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字坂ノ谷平2958、2959

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字坂ノ谷平2957の1、2957の3、2965の1から2965の5まで、2965の8、2965の9、字大谷4187の10から4187の18まで、4188の2、字坂ノ谷4275の1、4275の2、字イモリ山ヨリ猪子谷4278の1、4278の4

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字清水板山2014の2、2022、2023、2026の1、2029、字奥戀子谷2043、字龍盤魚山2987の3、2987の11、2987の12

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 941 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下西谷字黒谷奥485、486、487の1、487の4、487の5、488、大字下畑字大平654から656まで、656の1、656の2、658から660まで、664、664の1、664の2、664の5から664の11まで、字座性平670の1、671の1(次の図に示す部分に限る。)、671の2、671の10、字小代路673の1・673の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、673の4、673の5、673の31から673の34まで、673の48、字谷ノ奥683、字一ノ奥701の1、701の17、702の1、702の49から702の51まで、字下大杉703の1から703の6まで、字上大杉704の7(次の図に示す部分に限る。)、704の14から704の18まで、704の19(次の図に示す部分に限る。)、704の20、字郡家743、744、字平内谷768の1、768の2、769、780の1、780の2、783の1、783の2、783の5、783の6、783の8から783の12まで、784の1、784の5から784の8まで、字猿ガ才786の1、大字田代字四十曲り谷696の4、696の5、字橋ノ谷698、699の1(次の図に示す部分に限る。)、699の2から699の9まで、699の11・699の12(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、699の13、699の14、699の17、字高丸700の22、700の31(次の図に示す部分に限る。)、700の33、700の34、大字穴鴨字大平ル1369の1、1369の11から1369の44まで、字仲畑1372の1、1372の2、1372の4、1372の6から1372の70まで、1373、字水原1375の1、1375の2(次の図に示す部分に限る。)、1375の3から1375の48まで、1375の49から1375の52まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1375の53から1375の113まで、字大谷1398の1、1398の16(次の図に示す部分に限る。)、1398の17、1398の18、1398の19(次の図に示す部分に限る。)、1398の21から1398の41まで、1398の42から1398の44まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1398の45、1398の46から1398の48まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1398の49から1398の96まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第 942 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町法勝寺字寺ノ上山886の2、字カキヒ谷山890の1、890の2、字新莊越山892の1、892の4、893、字備中谷山899の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町阿賀字大谷山1387、1391の1、1391の2、1392の1、1392の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第 943 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)

第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町三谷字屋内谷220の1、223の1、224の1、227の2、根雨字宮ノ谷267、268、字要害275の2、字八幡宮下モノ谷489の1、489の2、491、492、高尾字大曲り690の5・字大曲り下モ平ラ691・津地字山田林980の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町秋縄字下川西屋敷廻り185、186の2、高尾字井手ノ谷下モ平253の1、字井手ノ谷上ミ平268の1、別所字上ミ森ノ下タ521、524から530まで、舟場字大平835の1、金持字ソラメ1061の1、字池ノ元屋敷廻り1164の2、1165、字フロノ崎1834、1835、本郷字ハゲラ1669の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 9 日付鳥取県告示第 856 号）の内容  
（告示の内容）

## 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

清水 常左	鳥取市大塚字間ヶ谷ノ三 680 の 2
伊藤 和明	鳥取市高路字菅町 956 の 2
林 光治	鳥取市高路字菅町 956 の 4
〃	鳥取市高路字菅町 956 の 5
西山 浩司	鳥取市高路字菅町 956 の 12
西山 松作	〃
西山 浩司	鳥取市高路字釜ヶ淵 958 の 16
西山 松作	〃
伊藤 和明	鳥取市高路字釜ヶ淵 958 の 26
橋崎 政長	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 20
中居 純子	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 22
中居美津男	〃
橋崎 政長	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 26
伊藤 和明	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 27
中居 久	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 38
林 光治	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 40
西山 富子	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 45
西山 陽子	〃
西山美佐雄	〃
伊藤 和明	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 48
西山 富子	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 50
西山 陽子	〃
西山美佐雄	〃
西山 隆	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 54
中居 久	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 56
森田 義道	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 57



西山 浩司	鳥取市高路字宇津ノ谷 959 の 60
西山 松作	〃
西山 隆	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 20
林 光治	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 29
〃	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 31
中居 純子	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 36
中居美津男	〃
林 光治	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 38
森田 義道	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 39
〃	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 41
〃	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 43
伊藤 和明	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 44
林 光治	鳥取市高路字宇津ノ谷 960 の 45

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

徳田 平市	鳥取市宮谷字岡谷 549
〃	鳥取市宮谷字岡谷 552
縄田 國武	鳥取市宮谷字立見峠 593 の 7
民野 嘉一	鳥取市下段字中ノ谷 606
〃	鳥取市下段字中ノ谷 616

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 10 月 9 日付鳥取県告示第 857 号)の内容  
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 13
小椋 好玄	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 17
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 22
小椋 寛蔵	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 27
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 28
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 29
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 30
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 38
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 40

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安本 充宏	東伯郡三朝町大字曹源寺字高取 586 の 1
-------	------------------------

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

## 3 通知の掲示場所 三朝町役場

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 10 月 9 日付鳥取県告示第 858 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

多田 千博	西伯郡大山町飯戸字大野 1521 の 91
〃	西伯郡大山町飯戸字大野 1521 の 104
稲田光太郎	西伯郡大山町飯戸字向原 1541 の 3
長谷川欣吾	西伯郡大山町飯戸字向原 1542 の 66
佐伯 武寿	西伯郡大山町飯戸字向原 1542 の 85
榎本 純二	西伯郡大山町飯戸字向原 1546 の 2
前田 嘉子	西伯郡大山町飯戸字向原 1546 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 購入物品の名称及び数量

ウイルス対策ソフトのライセンス 1 式

(2) 購入物品等の仕様

品 名	品質（規格）	数量
ア トrendマイクロ社製 LEISec ウイルスバスターCorp アドバンス ガバメント	更新	5,205
	新規	30
イ トrendマイクロ社製 LEISec InterScan for Domino 共通 ガバメント	更新	5,200
ウ トrendマイクロ社製 Email Reputation Services Advanced（スパムメール対策）	更新	5,200
エ レndマイクロ社製 LEISec InterScanVirusWall EE	更新	6,000

※ア、イ及びエについてはガバメント R ランクを適用

(3) 納入期限

平成 19 年 12 月 28 日（金）

(4) 納入場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課

(5) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金

額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 841 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち電気通信機器類（電気通信機器の区分に限る。）に係るものを有すること。  
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 11 月 19 日（月）午後 4 時まで 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を 1 の（3）の納入期限までに 1 の（4）の納入場所に納入することができる者であること。
- (4) 平成 19 年 11 月 13 日（火）から同年 12 月 14 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室  
電話 0857-26-7614  
電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
平成 19 年 11 月 13 日（火）から同月 26 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に（1）の場所で交付する。
- (4) 郵便等による入札  
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成 19 年 12 月 14 日（金）午後 2 時  
鳥取県庁第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 19 年 12 月 4 日（火）午後 4 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 売払物件の内容

### (1) 売払物件の名称及び数量

県が実施する家畜の能力検定において不合格とされた雄牛 6 頭

### (2) 売払物件の詳細

#### ア 第 1 売払物件

牛 名 号 宮晴桜

登 録 番 号 黒 13526

生 年 月 日 平成 13 年 3 月 25 日

個体識別番号 10288-0507-3  
 血 統 父 茂重桜 母 みやはる3の7  
 母の父 安福 母の母 みやはる3  
 母の父の父 安谷土井

## イ 第2売払物件

牛 名 号 安重波  
 登 録 番 号 黒 13524  
 生 年 月 日 平成 13 年 6 月 10 日  
 個体識別番号 10288-0510-3  
 血 統 父 茂波 母 ちづる  
 母の父 安福 母の母 はるみ  
 母の父の父 安谷土井

## ウ 第3売払物件

牛 名 号 勝忠桜  
 登 録 番 号 2006 子鳥黒 1101  
 生 年 月 日 平成 17 年 6 月 17 日  
 個体識別番号 12153-0537-8  
 血 統 父 勝忠平 母 さくら  
 母の父 平茂勝 母の母 みちこ  
 母の父の父 第20平茂

## エ 第4売払物件

牛 名 号 峯照  
 登 録 番 号 2006 子鳥黒 400  
 生 年 月 日 平成 17 年 8 月 13 日  
 個体識別番号 12176-8221-8  
 血 統 父 峯勝 母 くらいと  
 母の父 安糸 母の母 おくみち  
 母の父の父 安福

## オ 第5売払物件

牛 名 号 秀峯  
 登 録 番 号 2007 子鳥黒 5022  
 生 年 月 日 平成 18 年 4 月 14 日  
 個体識別番号 01107-2844-3  
 血 統 父 峯勝 母 ふじた2  
 母の父 高森 母の母 ふじた  
 母の父の父 富士森

## カ 第6売払物件

牛 名 号 原柴  
 登 録 番 号 2007 子鳥黒 5101  
 生 年 月 日 平成 18 年 5 月 5 日  
 個体識別番号 12173-7180-8  
 血 統 父 第3原茂 母 しばひめ30  
 母の父 東平茂 母の母 しばひめ2  
 母の父の父 第20平茂

## (3) 引渡期限

平成 19 年 12 月 7 日（金）午後 4 時

(4) 引渡場所

東伯郡琴浦町大字松谷 606 鳥取県畜産試験場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該売払物件の取引を目的として購入しようとする場合にあっては、家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 3 条第 1 項に規定する免許を有している者であること。
- (3) 当該売払物件の飼養を目的として購入しようとする場合にあっては、当該売払物件の飼養が可能な国内の施設を有し、又は借り受けている者であって、当該施設において現に牛を飼養しているものであること。
- (4) 平成 19 年 11 月 13 日（火）から同月 30 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県畜産試験場

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-2503 東伯郡琴浦町大字松谷 606  
鳥取県畜産試験場総務普及課  
電話 （代）0858-55-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 11 月 13 日（火）から同月 19 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 第 1 売払物件

平成 19 年 11 月 27 日（火）午後 1 時 30 分  
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

イ 第 2 売払物件

平成 19 年 11 月 27 日（火）午後 2 時  
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

ウ 第 3 売払物件

平成 19 年 11 月 27 日（火）午後 2 時 30 分  
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

エ 第 4 売払物件

平成 19 年 11 月 27 日（火）午後 3 時  
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

オ 第 5 売払物件

平成 19 年 11 月 27 日（火）午後 3 時 30 分  
鳥取県畜産試験場 2 階会議室

カ 第 6 売払物件



平成 19 年 11 月 27 日 (火) 午後 4 時

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 第 1 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

イ 第 2 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 2 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

ウ 第 3 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 3 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

エ 第 4 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 3 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

オ 第 5 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 4 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

カ 第 6 売払物件

平成 19 年 11 月 30 日 (金) 午後 4 時 30 分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県畜産試験場 2 階会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 11 月 21 日 (水) 午後 5 時まで提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に替えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格(平成 18 年鳥取県告示第 841 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格をいう。)を有し、鳥

取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

イ アにかかわらず、会計規則第 112 条第 2 項第 6 号の規定により、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。

7 条件

(1) 転売の禁止等

落札者は、当該売払物件若しくはその精液を国外に移送し、又は国外で利用する目的を有する者に対し転売してはならない。

(2) 引渡し

落札者は、当該売払物件を 1 の(3)の引渡期限までに 1 の(4)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、買受人が代金を即納してその物件を引き取るときは、会計規則第 111 条第 1 項第 3 号の規定により契約書の作成を省略する場合がある。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。